

弁護士倫理・ここが問題

第9回 知らないうちに利益相反にならないように注意

弁護士倫理特別委員会委員 野々山 哲郎 (34期)

1 問題提起

独立した弁護士が、知らないうちに元の事務所の事件と利益相反を起こしてしまうことがある。どのような危険があるのか、以下の事例を素材に考えてみる。

2 事例

A弁護士は、修習を終了後、10名の弁護士が在籍するB法律事務所の勤務弁護士となった。B事務所では、訴状や内容証明には全員の弁護士名を表示していたが、実際はその中の2名の弁護士が担当する慣行で、他の弁護士は事件に関与していなかった。

Aは、1年前B事務所から独立し、A法律事務所を設立した。Aは、借地人Cから地代についての相談を受け、C持参の資料を確認すると、地主Dの代理人としてB事務所の弁護士からC宛ての地代値上請求の内容証明がありAの名前もあったが、Aはその件に全く関与していなかった。

3 規定の確認

弁護士職務基本規程の57条に共同事務所における利益相反に関する規定があり、「所属弁護士は、他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が、第27条又は第28条の規定により職務を行ない得ない事件については、職務を行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。」と利益相反を拡張する旨規定されている。

そこで、例えば、甲法律事務所にはAら10人の弁護士がいるとして、AがXY間の紛争（M事件）でXの代理人となった場合、他の弁護士は、M事件に全く関与しなくても、Yの代理人にはなれない。Aが甲事務所から独立して乙法律事務所を作り、Aがいなくなった後も甲事務所の他の弁護士はYの代理人にはなれない。しかし、甲事務所の他の弁護士の一人Bが甲事

務所から独立して丙法律事務所を作った場合、Bは、Yの代理人になれる。もともと関与していなかったB弁護士が利益相反の拡張を受けるのは甲事務所にいたからであり、甲事務所という外形がなくなれば、利益相反を再拡張する実質的理由もないからである。

4 事例の検討

条文の上記解釈を前提として、事例の場合、実質的に関与していない点を強調すれば、57条と同様に、27条の利益相反そのものではなく、利益相反の拡張の場合と考えることができ、独立後に相談を受けることは可能と解する。

しかし、名前が表示されているのであるから受任はしており、27条1号の「相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」という利益相反規定の適用を受ける。27条1号の場合は絶対的な禁止のため、独立後であっても相談を受けることはできない。

5 勤務弁護士のリスク

共同事務所の形態如何に拘わらず、全員の名前を表示して活動する例は時々見られる。このような場合、担当名を表示する場合もあるが、いずれにしても、事件に関与せず、名前を表示されただけの勤務弁護士が、何も知らないまま後に利益相反となってしまう、トラブルに巻き込まれてしまう事態が生じうるのである。

6 慣行の是正

現行の規定の解釈としては、名前を表示されただけの弁護士も、利益相反の適用を受けると考えざるをえない。そのリスクを勤務弁護士が負うというのは、勤務弁護士にとって過酷ではあるまいか。従って、関与していない弁護士も含め全員の名前を表示するやり方は正されるべきである。